

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項 特記仕様書

本業務委託は、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）を適用する契約である。

- 1 本業務委託における直接人件費とは、乙が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

- 2 本業務委託における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- ☐ 労務単価（該当労務単価：_____）
☒ 兵庫県最低賃金（以下「最低賃金」という。）

(2) 物価水準

- ☐ 物品の単価（該当物品：_____）
☒ 消費者物価指数 神戸（生鮮食品を除く総合）（以下「物価指数」という。）
☐ 労務単価を基に算出した経費

- 3 本業務委託契約の変更契約額（スライド条項の適用により直近の契約金額から増減する金額をいう。以下同じ。）の算出方法は次のとおりとする。

- ☐ 甲の積算による算出（該当労務単価及び物品の単価は前項に定めるとおり）
☒ 乙から提出された契約金額内訳書（以下「契約金額内訳書」という。）による算出
（直接人件費については、契約金額内訳書中の各人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、スライド条項第1条第3項に規定する基準日（以下「基準日」という。）時点の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費については、契約金額内訳書中の各物品費に、履行開始日時点の物価指数と当該基準日時点で公表されている最新の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。ただし、2回目以降の変更契約額の算出の時は、「履行開始日時点」を「前回の変更契約額の算出の基準となった基準日」と読み替えるものとする。）
☐ 上記2種の併用
ア 労務単価使用項目（項目：_____）
イ アに付随する費用の仕様項目（項目：_____）
ウ 乙の内訳書使用項目（項目：_____）

- 4 本業務委託契約の変更契約額の算出方法が契約金額内訳書による算出である場合、乙は、契約締結後直ちに当初契約金額に係る契約金額内訳書を甲に提出すること。また、スライド条項により契約金額の変更を請求する場合にあっては、変更請求額に係る契約金額内訳書を添付して請求すること。

- 5 スライド条項による変更契約後の契約金額は、基準日以後に履行する業務に適用する。